

会議録

会議の名称	男女平等参画推進委員会 平成28年度 第2回
開催日時	平成28年9月16日（金曜日） 午後6時00分から8時00分まで
開催場所	田無庁舎 5階 501会議室
出席者	出席：石崎委員長、小澤副委員長、岩本委員、佐々木委員、深田委員、 篠宮委員、田村委員、前田委員、苺草委員、小松委員、鈴木委員、 堀内委員、山田委員 欠席：安田委員、井上委員 事務局：山田課長、渡邊係長、本間主事
議題	(1) 第1回男女平等参画推進委員会会議録（案）の承認について (2) 勉強会について 「女性差別撤廃条約とわたし」 講師：国際女性の地位協会理事 石崎 節子 氏 (3) 西東京市第3次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画 (平成27年度) 評価報告書について (4) 今後の日程について (5) その他
会議資料の名称	【配布資料】 (1) 第1回男女平等参画推進委員会会議録（案） (2-1) 女性差別撤廃条約とわたし (2-2) 女性差別撤廃条約第7・8次日本政府報告審議と JNNC の活動記録 「国連と日本の女性たち」 (3) 西東京市第3次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画 実績評価報告書（平成27年度）の進め方について (4) 西東京市第3次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画 各課事業評価報告（平成27年度）（A・B・Cグループ） (5) 平成28年度西東京市男女平等参画推進委員会 会議日程案
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input checked="" type="checkbox"/> 会議内容の要点記録

会議内容

《開会》

○事務局：これより第2回男女平等参画推進委員会を開催いたします。

事務局より配布資料を確認した。

事務局より委員の半数以上が出席しているので委員会が成立している旨の報告をした。

前回欠席した委員へ委嘱状の交付を行った。

○委員：金沢工業大学の客員教授をしています。1回目は集中講義で来ることができませんでした。客員教授を続けながら他にも色々なことをやっていますが、西東京市多文化共生センターというところがあり、現在会員数170名位で外国人の困っている人達と手を携えながら活動をしています。10月2日に外国人の方10名のスピーチコンテストがあり、市長賞、武蔵野大学学長賞、多文化共生センター賞で、わたしが講評と審査員長を務めますので是非外国の方が何を考えているのかを聞きに、お越しく下さい。よろしく願いいたします。

○委員：民間の支援団体に所属しております。第1回目の男女平等参画推進委員会のときは山梨でセクハラ研修をして、翌日帰ろうと思っていたところ、台風で電車が止まってしまい委員会に参加できず、皆様の自己紹介を聞くことができなくて残念でした。1年間よろしく願いいたします。

○委員：前回は市民委員として参加をさせていただきました。現在、西東京市内で放課後の子どもの居場所づくりということで学童クラブと児童センターの運営を西東京市から委託を受けているNPO法人子どもアミーゴ西東京で理事・事務局長をしております。前任期の委員会に参加をしていましたが、まだまだ奥の深い人権問題、男女平等、デートDVの問題、LGBT等についても今任期の委員会で勉強をしつつ、身近にある問題だと意識しながら、自分の仕事現場で起こっていることについてお伝えできればと思っております。

(1) 第1回男女平等参画推進委員会会議録(案)の承認について

事務局より会議録の修正、会議録の公開について説明をした。

○委員長：事前に確認していただいていると思いますが、会議録について訂正がなければ承認してよろしいでしょうか。

異議なく承認された。

(2) 勉強会について

- 事務局：男女平等参画推進委員会では毎年計画の評価の他、来年度につきましては（仮）第4次男女平等参画推進計画・第2次配偶者暴力対策基本計画を策定することになっており、策定にあたっては色々な知識も必要かと思います。勉強会を通して知識を深め、実際の計画策定にも役立てていただければと思います。開催をさせていただきました。今回は委員会のトップでもある委員長が日頃活動されていることや考えというものを委員の皆様で共有しながら、委員会を進めて行っていただければと思います。以前お話をお聞きになった方もいるかと思いますが、女性差別撤廃条約のその後の動きなども踏まえて、本日は委員長からお話しをいただけたらと思っています。
- 委員長：国際女性の地位協会という女性差別撤廃条約の研究と普及を旨とする団体で理事をしています。女性差別撤廃条約の正式名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」と非常に長いものです。条約名は変わっていませんが、現在ではNGOはもちろん文部科学省、厚生労働省も「女子」ではなく「女性」という言葉を使うようになっていました。この条約が根拠になってこれまでの男女平等というものが進んできました。この委員会に参加するにあたり、是非この条約を読んでいただきたいと思っています。法令文章なのでとてもわかりづらく読みにくいので、わかりやすくするために「イラストで学ぼう女性差別撤廃条約『お母さんが語る女性差別撤廃条約』」というものを友人と共に作成しました。お手元の資料にあります。これを作ったのは1999年ですが、未だにここに書かれている問題はほとんど解決されていません。強いていえば第9条の子どもの国籍は、お父さん、お母さんどちらの国籍でも取得できることになりました。また、この条約の理念は固定的性別役割分業の否定です。男はこうあるべき、女はこうあるべきという性別役割分業は止めようという内容のもので、この条約を批准している日本は世界に向かって性差別をしないことを宣言していることになります。この条約は個人が守るものではなく、国が守らなければならないことが書いてあります。条約というものをわたしたち個人がどのように活用するかです。条約において国は男女平等社会をつくることを約束しているのにも関わらず、それが実現されていないことがあれば国に問いただしていくことができます。この条約には、加盟した国は女性差別撤廃条約の実現のためにどのような施策を行ったのかを4年に1度、国際連合に報告をする義務があると規定されています。国際連合はNGOからの情報をも大切にするので、国からの政府報告書だけでなく、NGOからのNGOレポートも国際連合の委員に受け取ってもらうことができます。それらの報告や情報に基づき、国際連合の女性差別撤廃委員会の23人の委員は、その国の代表団と1日かけて審議をします。その数日後、委員会から総括所見という審議結果が公表されます。総括所見に肯定的な言葉もありますが、ほとんどは勧告です。その中でもフォローアップと言って、いつまでも変わらない課題については2年以内に取り組みをし、その結果を報告するようにと指摘を受けます。第7次・8次日本政府報告書は今年の2月16日にジュネーブにある国連本部で審議されました。前回も指摘を受けた夫婦別姓、離婚後の女性が再婚できるまでの日数、女性の婚姻年齢の引き上げといった民法改正と、外国人や移住女性、障害をもつ女性などのマイノリティ女性への支援です。日本では女性の婚姻年齢が16歳で、男性は18歳となっております男女不平等

です。民法改正と言われると、夫婦別姓だけに目がいきがちですが、その他の問題もたくさんあります。世界で夫婦同姓制度を規定している国はほとんどありません。一方、韓国では夫婦同姓はみとめられていませんでしたが、同姓になりたいという運動が起き、夫婦同姓になることができました。選択できるということは人間の自由にとってとても大事なことです。男女平等を国際連合というはるか遠い所の話題として受け止めるのではなく、わたしたちの日々の身近なこととして受け止め、委員会を進めて行かなければならないと思います。

- 事務局：勉強会は以上になります。感想などありましたらお願いします。
- 委員：わたしが大学の教授になって単身赴任をすると言った時、近所の反応は「ご主人がよく許してくれたわね、家庭はどうするの」というものでした。「家庭のことは夫がやるのでは」と返したら、驚かれました。
- 委員長：資料 2-1 に年表がありますが、女性差別撤廃条約を批准してから育児介護休業法やパートタイム労働法、高校での家庭科男女共修、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、女性活躍推進法もでき、障害者差別解消法と、ゆっくりではありますが色々良い動きもできています。北京で行われた世界女性会議で、国全体から各地域に男女平等が行きわたるような仕組みづくりをするようにと話がでたため、そこから各地で男女平等参画に関する条例が制定され始めたり、男女平等参画の審議会が作られる等の動きが広がりました。
- 委員：総括所見のフォローアップについて知らなかったのですが、2年以内に結果を出すようにと言うものなのですか。
- 委員長：フォローアップは2009年から始まった仕組みです。国別の勧告については、全ての問題に取り組むことは難しいだろうからフォローアップという仕組みでいくつかの問題をピックアップして優先的に取り組むよう示します。
- 委員：わたしが懸念しているのは、女性活躍について次々と国が施策を打ち出している中、その実態が伴っていないことです。男女平等という人権意識をきちんと押さえて行かないと女性活躍は進まないと考えていますが、東京都では女性活躍推進と男女平等参画の計画を合体するような書き方がされているものもあります。人権意識が薄れて、労働の方ばかりにシフトをしていくのではないかと懸念しています。日本の今の流れについて何か考えがあったらお聞かせください。
- 委員長：女性活躍推進法とは経済、労働の場における女性の活躍推進のためです。正式には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」です。人権とはまた別の問題で、根底にある男女平等と言う人権がきちんと推進されていけばこの問題も解決していくと思っています。ご指摘のようにわたしたちが国、自治体の施策等に疑問を感じるがあれば、指摘していくことが必要だと思います。女性の経済社会での活躍は、女性の人権が守られてこそ可能です。人権が守られながら働くことができる、人間らしい働き方、いわゆるディーセントワークができる社会にしていかなければなりません。わたしたちがこれから委員会で取り組む行政の施策への提言のときにも、そのようなところに目を向ける必要があります。女の人が元気に経済社会で活躍できれば、いい社会というような単純な問題ではないということを考えていただければ

と思います。さらに女性だけでなく男性の生き方も少しずつ変えないといけません。それが男女平等参画につながっていきます。

○委員：行政が既に男女平等参画ではなく、別の呼び名になっているところもあります。ただ、わたしは基本的に男女平等参画が根底にあって、その実現の手段として色々な施策を置いた方が良いと思っています。

○委員長：今、男女平等ではなくダイバーシティという課名に代わっている自治体もあるようで、経済発展に主眼が置かれがちになっている感があります。

○委員：女性の働く場所の確保、尊重ということを考えて行くのならば、結局は男女平等参画というところに戻って来ます。最終的にはそこに戻って来るのに、女性ということばかりに主眼が置かれていくと男女平等という意識が薄れ、平等ではなくなってしまうのではないかと思います。

○委員：勉強会の中で、夫へ男性差別撤廃条約を提案したとのことでしたが、喧嘩等はしなかったのですか。

○委員長：毎日がバトルでしたので、それを解決するために条約を作りました。今ではよきサポーターとなって来ています。

○委員長：今はイクメン、イクボスも称賛されている時代になって来ています。これからも色々な話をしながら勉強をして、西東京市がより輝いていくようにしたいものです。

○事務局：貴重なお話ありがとうございました。

(3) 西東京市第3次男女平等参画推進計画・西東京市配偶者暴力対策基本計画（平成27年度）

評価報告書について

事務局より資料3について説明をした。

グループワーク実施

- ・各グループの評価する担当部分と事務局への提出方法が決定した。

評価の提出期限は10月13日（木）となった。

(4) 今後の日程について

事務局より資料5について説明をした。

(5) その他

○委員長：これで第2回の委員会を終了します。

【閉会】